

新型コロナウイルス感染症対策

9/19 まで延長 「福島県感染拡大警報強化版 (BA.5 対策強化宣言)」

県内では、感染力の強いオミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進み、8月の新規陽性者数の累計が6万人を超えました。町内でも、連日感染者が出ており、8月25日には過去最多の1日あたり22人の公表がありました。

この感染拡大を一日も早く抑え込むために、強い危機感を持って感染防止対策の徹底をお願いします。

1. 基本的な感染対策の再点検と徹底
2. 陽性になった場合の備え (数日分の食料や常備薬などのストック)
3. 速やかなワクチン接種
4. 検査のさらなる活用 (検査キット活用)
5. 効果的な換気
6. 移動時の注意喚起
7. 子どもと高齢者の感染対策
8. 事業所での感染対策
9. 医療を守る対策の強化 (緊急時以外は通常診療時間に受診を)

抗原定性検査キットの無料配付を開始しました

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町内在住者に向けて、8月29日より抗原定性検査キットの無料配付を開始しました。

■対象者

町在住で65歳未満の有症状者(重症化リスクの低い者)または濃厚接触者。
※重症化リスクの詳細については町ホームページ(右記QRコード)で確認できます。

■数量 1人1キット1回のみ
(1日30キットを用意しています)

■申し込み・受け取り

①平日 9:00 ~ 12:00 までに、町ホームページから申し込み

※申し込みはこちら▶



②同日 13:00 ~ 17:00 までに役場庁舎駐車場にて受け取り

■期間

9月30日まで(土・日・祝日除く)

県無料検査について

対象	検査申し込み先
感染不安を感じる無症状の県民	県内 207 か所の各事業者(薬局など) 県無料検査事業者一覧▶  ※9月30日まで期間延長
有症状者(症状が軽い人)、濃厚接触者	県新型コロナ検査キット配布センター ☎ 0120-941-546 (毎日 9:00 ~ 19:00) WEB (24 時間受付) ▶ 

検査が結果が「陽性」となった場合

小学生~65歳未満の軽症者など(基礎疾患のある人、妊娠している人以外)

- ・福島県陽性者登録センターWEBサイトにて申請▶
- ・問い合わせコールセンター ☎ 0120-670-050 (9:00 ~ 18:00)



小学生未満、65歳以上、基礎疾患あり、妊娠中など重症化リスクのある人

- ▶医療機関を受診してください。
- ※必ず、電話で相談してから、通常の診療時間内に受診願います。

町新型コロナウイルス感染症対策本部
(健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133)

令和4年

9月7日

総合政策課発行

☎ 582-2111 (代)

町公式 SNS

LINE



- ◎スマホに町からの情報が届く
- ◎広報こおり・お知らせ版も読める
- ◎町ホームページの新着情報にも簡単アクセス

Instagram



- ◎「こおりの魅力を発信し隊」による動画コンテンツ配信中

町総合政策課
広報広聴係
☎ 582-2115

令和4年度 住民税非課税者・家計急変世帯

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非課税（相当）の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。給付を受けるには、申請が必要な場合があります。

■対象児童

平成16年4月2日（特別児童扶養手当を受給している児童は、平成14年4月2日）以降に生まれた児童

■支給対象者

対象児童を養育する下記①～③のいずれかに該当する世帯

- ①令和4年度の住民税（均等割）が非課税で、かつ、現在町から児童手当が支払われている世帯
- ②令和4年度の住民税（均等割）が非課税で、かつ、高校生以上の児童のみを養育している世帯（現在、児童手当の支払いがない世帯。未申告者は給付金の対象外）
- ③令和4年度の住民税（均等割）が非課税ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響で、申請者と配偶者の直近の収入が減少し、非課税の基準を下回った世帯

■支給額

対象児童一人あたり一律5万円

■手続き

①の場合

申請は不要です。児童手当または特別児童扶養手当の登録口座に振り込まれます。

②・③の場合

申請が必要です。それぞれ提出書類が異なります。必要な書類や申請書様式などの詳細は、ホームページに掲載しています。



専用ページから詳細を見る▶

※専用ページには、下記からもアクセスできます。

【アクセス方法】

町ホームページ≫「暮らしの情報」≫子育て・教育≫子育て≫「【令和4年度】子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯向け）」

■申請期限

令和5年2月28日まで

☎健康福祉課 子育て支援係 ☎582-1133

クマに注意！

今年度、県内でクマによる人身被害件数が7件と、昨年度3件に対し大きく上回っている状況です。町内でも8月中の目撃・出没報告件数が10件（目撃報告件数4件、出没報告件数6件）と多くの情報があり、クマとの遭遇リスクが高まっています。

特にクマが出没する地域においては「クマを寄せ付けない」「クマに出会わない」など対策をお願いします。

【クマを寄せ付けないために】

- ・人家の周りに、クマの餌となり得る生ごみや収穫した果樹、野菜などを放置しない。

【クマと出会わないために】

- ・クマ鈴やラジオなどを身に着け人の存在を知らせる。
- ・早朝や夕方は、ヤブや果樹のある場所に近づかない。

【クマと遭遇してしまったら】

- ・大声で叫んだり石などを投げつけたりせず、クマから目を離さずに、後ずさりしながら走らずゆっくり立ち去る。

■こおりメルマガ登録で「クマ目撃情報」がメールで受け取れます。配信を希望する人は下記QRコードから登録してください。

登録はこちら▶



☎産業振興課 農林振興係
☎582-2126



スズメバチに注意！



毎年夏から秋にかけてスズメバチの活動が活発になります。刺傷事故を防ぐために下記の点にご注意ください。

【刺されたときは】次の応急処置をして早急に医療機関を受診してください。

○刺された部分を強くつまみ毒を絞り出しながら、患部を水で洗う。

○患部を冷やし、迅速に最寄りの医療機関を受診する。

【巣の除去について】

町では、スズメバチの巣を除去できる専門業者を紹介しています。除去を希望する場合は、生活環境課までご連絡ください。なお、費用は有料で、巣ができた場所や大きさなどで料金が異なります。また、自分で駆除される場合は、生活環境課でスズメバチ等駆除用防護服を貸出可能ですので、ご連絡ください。

☎生活環境課 環境係 ☎582-2123

住宅応急修理支援事業

3月に発生した福島県沖地震による住宅応急修理支援事業で、準半壊以上の判定を受けた住家の工事完了期限を12月31日まで延長しました（申請受付は終了しています）。また、一部損壊の判定を受けた住家の申請および工事完了期限は11月30日までです。

☎建設水道課 都市整備係 ☎582-2127

農地の貸し借り 利用権設定を受け付け中です

本来、農地の貸し借りをを行う場合には、農地法の許可が必要ですが、利用権設定では農地法の許可が不要となり、簡単な手続きで農地の貸し借りができます。

また、小作権の移動が伴わないため、契約期間が終了すれば離作料を払うことなく、自動的に農地の権利は所有者に戻ります。なお、継続する場合は、再度手続きが必要になります。

令和4年12月1日から開始される農地の貸し借りの申請を受け付けます。詳しくは、下記まで問い合わせてください。

■提出書類 貸主（出し手）および借主（受け手）双方から、「利用権設定申出書」を提出。

■申出書用紙 役場庁舎1階西側の農業委員会事務局（産業振興課内）にあります。

■提出期限 10月7日金

☎町農業委員会事務局 ☎ 582-2126

「農地パトロール」を行います

農業委員会では毎年、遊休農地の発生防止・解消、地域の農地利用の確認、違反転用の発生防止を目的として農地パトロールを実施しています。

期間中、農業委員や各地区担当農地利用最適化推進委員が、調査のため皆さまの農地へ立ち入る場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

■調査時期

8月下旬～9月下旬まで

■調査方法

農業委員および各地区担当農地利用最適化推進委員による、農地の目視確認

☎町農業委員会事務局 ☎ 582-2126

委員募集

桑折町都市計画マスタープラン 策定委員募集！

町情勢に対応した都市計画の見直しにあたり、町民参画の共創のまちづくりを実現していくため「桑折町都市計画マスタープラン策定委員」を下記のとおり公募します。多数のご応募をお待ちしています。

■募集人員 2人

■対象者 18歳以上の町内在住者・在勤者

■任期 計画策定までの期間

■会議開催 原則として平日開催

■応募方法 必要事項（住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号）を記載した書面および「これからのまちづくり」をテーマとしたレポート（任意様式800字以内）を提出

■締切 9月28日必着

■選考結果 後日通知（選考内容は非公開）

■問い合わせ・提出先

建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2124

✉kensetsu@town.koori.fukushima.jp

消費税インボイス制度説明会

税務署では、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

日時		定員	主な対象者
9月20日(火)	10:30～11:30	18人	課税事業者
	13:30～14:45		免税事業者
10月26日(火)	10:30～11:30		課税事業者
	13:30～14:45		免税事業者
11月24日(日)	10:30～11:30		課税事業者
	13:30～14:45		免税事業者
12月15日(日)	10:30～11:30	課税事業者	
	13:30～14:45	免税事業者	

[会場] 福島税務署 2階 大会議室
(福島市森合町16-6)

[申込先] 法人課税第1部門 503-2417(直通)

説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受け付けを終了します。会場駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共交通機関などをご利用ください。

秋の全国交通安全運動

■運動のスローガン

ヘルメット かぶるだけでも 救える命

■運動期間

9月21日(火)～30日(金)

一人一人が交通ルール・マナーを守りましょう。

☎生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2123

ルールを守ってゴミ出しを

収集日でないゴミが収集所に置かれている、分別されていない、指定の袋に入っていない、袋に氏名が書かれていないなどのゴミ収集に関する苦情が多数寄せられています。ルールが守られていないゴミは回収できないため、利用する皆さんや収集所を管理する町内会など多くの人に迷惑が掛かります。

ゴミの出し方は「ゴミ・資源物分別収集カレンダー」を確認し、ゴミ出しルールの徹底にご協力をお願いします。

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

登録者
募集

町営住宅 1戸 入居者を公募します

- 場所 庫場団地 (字庫場 15 番地)
- 規格 木造 2階建 3LDK
(6 畳 3 間 リビング 11.7 畳)

■条件概要

- ①現に同居し、または同居しようとしている親族 (婚約の予約を含む) がある (60 歳以上や障がい者などの人は 1 人でも可)
- ②過去 1 年間の所得合計金額が 1 月あたり 158,000 円または 214,000 円以下
- ③現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- ④市町村税の滞納がないこと
- ⑤暴力団員ではないこと

■申込期間

9 月 20 日～ 30 日

■入居時期 令和 4 年 11 月予定

■条件の詳細や申請書類の入手・提出
町ホームページ(右記 QR コード)を確認
または下記まで問い合わせください。



☎建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2127

参加者
募集

スポーツフェスティバル企画

スポーツの秋！ ボッチャ&モルック大会

家族や友人 3～4 人のチームで、最近話題のボッチャとモルックを楽しみます。初心者でもすぐにゲームに参加できます。

- 主催 桑折町中央公民館、町スポーツ協会
マルベリーこおり
- 期 日 10 月 2 日(日) 9:00～11:30
- 会 場 イコーゼ! 多目的スタジオ、ふれあい公園
- 対 象 概ね 5 歳以上 (上限なし)
- 参加費 無料
- 申 込 中央公民館(イコーゼ! 内) ☎ 582-3129
個人で申し込む場合、当日チームを作ります。

救急車の適正利用にご協力を

当消防組合管内では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、救急出動件数が増加傾向にあります。

「救急車を呼んだ方が良い?」「病院に行った方が良い?」などの判断に悩まれる場合は、県で実施している救急夜間相談 #7799、こども救急電話相談 #8000 (19:00～翌 8:00) の相談ダイヤルも活用し、救急車の適正利用にご協力ください。

☎伊達地方消防組合 ☎ 575-0182

桑折町 SDGs 登録制度

町では、SDGs に取り組む町内企業・団体などを「見える化」し、さらなる取り組みの振興を図るため、「桑折町 SDGs 登録制度」を創設しました。現在、SDGs を推進する企業・団体などを募集しています。

■対象者 (以下の全てに当てはまる人)

- ・桑折町 SDGs 推進町民会議に参加している者 (随時受付中)
- ・日本国内に拠点を有し、町内において各種活動を行っている企業、事業者、団体
- ・SDGs の目的を理解し、その推進および取り組みに積極的な者

■登録のメリット

- ①町広報媒体で取り組みを紹介
- ★本日発行の「広報こおり 9 月号」裏表紙でも紹介しています!
- ②福島信用金庫の低金利融資商品などの利用が可能
- ③ SDGs 登録証を付与

■登録方法

町ホームページ(下記 QR コード)から登録申請書をダウンロード後、必要事項を記入の上、事務局へ直接持参、郵送、電子メールに添付して提出してください。

■提出先・問い合わせ

総合政策課 政策推進係 ☎ 582-2115
〒 969-1692 桑折町大字谷地字道下 22-7
✉seisaku@town.koori.fukushima.jp

作品
募集

第 1 回半田山フォトコンテスト

■応募規定

- ・応募資格：制限なし
 - ・撮影場所：半田山自然公園内で撮影したもの
 - ・撮影時期：平成 30 年以降に撮影したもの
 - ・作品の規格：カラープリント、四つ切サイズ
- ※過度の加工や組み写真 NG

■応募期限 11 月 30 日まで (必着)

■応募方法

・応募票に必要事項を記入し、持参もしくは郵送
〒 969-1641 桑折町大字南半田字宮沢 17 番地
半田山自然公園管理センター ☎ 582-4590

■審査・表彰 12 月中に審査し、入賞者には直接連絡します。(表彰は郵送によってかえさせていただきます)
☎半田山自然公園管理センター ☎ 582-4590

蚕糸記念公園の利用休止について

蚕糸跡地の造成工事に伴い、蚕糸記念公園の利用を休止します。ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

■期間 9 月 12 日～ 12 月上旬まで
☎菅野建設(株) ☎ 535-1311

インフルエンザ予防接種一部助成

町では、インフルエンザの感染予防・まん延防止のため、予防接種費用を一部助成します。接種を希望する人は、下記のとおり指定医療機関で接種してください。

対象者	①接種時 65 歳以上の人 ②接種時 60 ～ 65 歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障害があり、身体障害者手帳 1 級相当の人	①生後 6 か月～18 歳（高校 3 年生相当年齢）までの児童 ②妊婦
期間	10 月 1 日～12 月 28 日	
自己負担額・助成額	自己負担額… 1,400 円（助成額 3,686 円） （生活保護世帯は、自己負担なし、全額町負担）	助成額…接種費用のうち 1,000 円（初回分のみ）※ （生活保護世帯は、自己負担なし、全額町負担）
持ち物	・健康保険証（年齢確認のため） ・自己負担金	・健康保険証 ・母子手帳 ・子ども医療受給者証（住所確認のため） ・自己負担金
実施医療機関	県内の指定医療機関（主に内科系医療機関） 【要予約】	伊達郡・伊達市・福島市の指定医療機関【要予約】
問い合わせ	健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133	健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

※対象者 1 人につき 1 回目のみ 1,000 円（生後 6 か月～13 歳未満の人は、2 回接種のうち 1 回目接種時にのみ助成）

- ◎指定医療機関以外で接種した場合は、健康福祉課 健康増進係または子育て支援係に問い合わせください。
- ◎発症予防のため、ワクチン接種のみならず手洗いやマスク着用などの基本的な感染対策や、身体の抵抗力を高めるために十分な休養とバランスのとれた食事をしっかり行いましょう。

古着類と小型家電の特別回収



ごみ減量化と貴重な資源のリサイクルのために古着類と小型家電の特別回収を実施します。

■日時 9 月 17 日(土) 9:00～11:00

■場所 役場駐車場

◎古着類

…汚れ・破れ・濡れがなく着れるもの

【回収できるもの具体例】

- Tシャツ、ワンピース
- ジーンズ、スラックス、スポン
- スーツ、ジャケット、ワイシャツ、ネクタイ
- 浴衣、甚平、和服

【回収できないもの具体例】

- ×学生服、運動着
- ×作業着、ユニフォーム
- ×スキー・スノーボードウェア
- ×布団、マットレス、カーペット、こたつ布団
- ×座布団、クッション類



◎小型家電

…常設の回収ボックスに投入できないサイズの小型家電、縦 15cm×横 30cm以上の小型家電

【具体例】

- ・家庭用プリンタ・ラジカセ・電話機・FAX
 - ・パソコン本体・液晶モニター（マウスなどの付属品は回収しません。）・据置型ゲーム機・コントローラー・ビデオデッキ・HDD/DVD/BDレコーダ
- ※感染症対策へのご協力と、混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

☎生活環境課 ☎ 582-2123



お詫びと訂正
広報こおりお知らせ版
8 月 17 日号

広報こおりお知らせ版 8 月 17 日号に掲載の「第 6 回桑折町民スポーツフェスティバル」記事について、開催日時に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

誤：① 9 月 4 日(土) 8:00～

正：① 9 月 18 日(土) 7:45～

☎教育文化課 生涯学習係 ☎ 582-2403